第199回大規模小売店舗立地審議会 議事要旨

1 日時・場所

平成30年7月23日(月)10:00~11:15 県庁10階 特1会議室

2 出席者

(1)委員

渡邉会長、大枝委員、本間委員、久保委員、高田委員、川添委員、北澤委員、 大森委員、平田委員

(2)事務局

商工部中小企業振興課

3 審議事項

- (1)「(仮称)フェスティバルガーデン上津」に係る新設届出について
- (2) 「ホームプラザナフコ 中間店」に係る新設届出について
- (3)「(仮称)ドラッグコスモス大牟田店」に係る新設届出について
- (4)「(仮称)ドラッグストアモリ遠賀今古賀店」に係る新設届出について

4 議事要旨

(1)「(仮称)フェスティバルガーデン上津」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明 後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。

委員から敷地境界や荷捌き施設について質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。

次回審議会において引き続き審議を行うこととした。

(2)「ホームプラザナフコ 中間店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗 の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

(3)「(仮称)ドラッグコスモス大牟田店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、 店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

(4)「(仮称)ドラッグストアモリ遠賀今古賀店」の新設届出について、事務局から届出の概要を 説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。